

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成28年5月20日（金曜日）
午後2時00分～午後2時10分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 戎 屋 昭 彦 委員 長 猶 野 智 和 副委員 長
 竹 岡 昌 治 委 員 安 富 法 明 委 員
 山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
 高 木 法 生 委 員 末 永 義 美 委 員
 荒 山 光 広 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議会事務局長 野 尻 登志枝 議会事務局係長
 大 塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
 篠 田 洋 司 副 市 長 田 辺 剛 総 務 部 長
 大 野 義 昭 総 務 部 次 長 三 浦 洋 介 市民福祉部長
 竹 内 正 夫 財 政 課 長 福 田 泰 嗣 地域福祉課長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午後2時00分開会

○委員長（戒屋昭彦君） ただいまより、総務民生委員会を開催いたします。

本会議におきまして本委員会に付託されました、議案1件につきまして、審査をいたしますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議案第51号平成28年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） それでは、議案第51号平成28年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。お手元の資料は51-1になります。

これは、平成27年度決算見込において、歳出を2,892万8,000円で見込んでいたことに対し、住宅資金償還金の未納により、140万2,000円の歳入見込みとなり、差し引き2,752万6,000円の歳入不足が見込まれることから、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行うため、平成28年度補正予算を計上するものであります。

歳出につきましては、お手元の資料の51-10、-11ページをご覧ください。前年度繰上充用金として2,752万6,000円を、歳入につきましては、ページを戻っていただきまして、51-8、9ページをご覧くださいと思います。住宅資金貸付金元利収入として、同額を計上しております。

以上によりまして、平成28年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計における既定予算の歳入歳出それぞれ2,752万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を2,929万3,000円とするものでございます。

なお、個別訪問や電話により納入指導を適宜行っているところであり、引き続き、納入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） えーとですね、先ほどの本会議で岡山議員が質問されました時に地域福祉課長は「2名ほど行方不明だ」とこうおっしゃったんですね。その2名の方の残額は、残債はどのくらいあるのかということと、それから行方不明といえども近親者が近くに居られて回収の見込みがあるのかないのか。

それから、3点目はいずれもだめということになればですね、債権消滅の手続きをとられたほうが良いと思うんですが、その辺の意思があるかないかどうか3点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） 福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えいたします。残額につきましては、2名合せて約900万円となっております。回収見込みがあるかということですが先ほどの説明に加え、少し詳しく説明いたしますと、お一人は御本人が行方不明となっているケースでございます。現在行方不明となっております、相続人の方にも御相談はさしあげているところですが、なかなかまだ存在をしておるといところで、その行方を捜しておるといような状態でございます。もう1件は借り受け人、それから連帯保証人という方がおられますけども、これが死亡を既にされており、さらに相続人が財産放棄をされておるといような状況でございます。

で、この2件でございまして話……最初のほうの行方不明ということに関しましては、実は連帯保証人というお話し——今後、お話もあるかと思いますが連帯保証人の方が今実際、御自分の貸し付けの返済をされておるといような状況でございます。この方に引き続きこちらのほうの貸し付けの返済等の御相談をさしあげるか、また行方がはっきりした時点で相続人の方と協議をするかということになるかと思えます。

3点目の御質問。この回収ができない場合、どう考えておるかということになるかと思えます。これは、以前より弁護士の方に相談しております。やはり、市の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めてですね、これを適正な処理をすることが大事ではないかと考えておるところでございます。

しかしながら、あの市の債権というのはたくさんございます。私の課だけではなくたくさんございますのでそういったことで一帯的に市の全体で考えて、一つのルールというものを作って債権管理条例等の検討が必要ではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。（「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり。）

○委員長（戎屋昭彦君） はい、副市長。

○副市長（篠田洋司君） 基本的な部分をちょっと御説明させていただきたいと思

ます。

自治体の持っている債権というのは徴収債権と非強制徴収公債権、それと私債権という3種類がございます。

この3種類があるがゆえに、自治体の債権管理を難しくしているという状況でございます。いわゆる……といいますのも地方自治法第236条によれば自治体の債権は債務者の援用を待たずに5年で自己消滅するというふうにならなうたわれてはいますが、同条には他法令に規定があれば、それによることを規定しておりますし、最高裁ではその他の法令に民法が含まれると解しまして民法が適応される私債権は民法上の時効期間に従い、かつ債務者の援用の——時効援用の手続きがなければ時効消滅は成立しないという判断を下しておるところでございます。

ですので、民法が適用される私債権、いわゆるこの例もそうございますし、住宅使用料、そして水道料、病院の診療費これらがいわゆる私債権に含まれるものがございます。

ですので、市といたしましては、現在、債権管理条例を制定に向けて現在動いております。

以上、参考までに申し上げさせていただきました。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） はい、ありがとうございました。せっかくですからね、今回初めて出てこられたかたがいらっしゃるんで、まず繰上充用という言葉そのものがなかなか理解しにくいのが一点と今の時効の問題。それから、今の説明でよくわかったんですが、もう一点だけ、例えば、市との関わりのなかで水道料金等これが滞納になるってことは水道料金にもあるのかどうか、ですね。まあその辺も多重債務って言ったら悪いんですが、あるかないか。今のところ市としては債権を消滅しないで、なるべく回収していこうとこういう姿勢はよく理解できました。もう一点だけそれをお聞きしたいと思います。

○委員長（戒屋昭彦） はい。篠田副市長。

○副市長（篠田洋司） 現在、市では要綱により公金滞納整理推進庁内会議を設けております。それによって、情報共有はしておるところではございますが、扱いについては一帯的に他の科目もあれば一帯的に徴収しようというスタンスはとっておるところではあります。

以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） その他の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、本件に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第51号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましの審議を終了いたします。

その他、何かございましたら御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） ないようでしたら、これをもって本委員会を閉会いたします。御審議、御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後2時10分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年5月20日

総務民生委員長

戒屋昭彦